

公益社団法人全国大学保健管理協会資産管理運用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）の資産の管理及び運用等に関して定め、もって資産の適正な管理及び安全な運用に資することを目的とする。

(資産)

第2条 協会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 協会が、公益社団法人の設立登記時の財産目録（以下「財産目録」という。）記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第3条 協会の資産は、流動資産及び固定資産の二種とする。

- 2 流動資産は、財産目録記載の財産のうち固定資産以外の資産で、現金、普通預金及び定期預金で構成される。
- 3 固定資産は、基本財産、特定資産及びその他の固定資産で構成される。
- 4 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(流動資産)

第4条 流動資産は、協会の事業遂行に必要な費用及び管理に関する費用に充てる。

(基本財産、特定資産及びその他の固定資産)

第5条 基本財産、特定資産及びその他の固定資産は、協会の事業運営資金等として代表理事が管理する。

- 2 協会の事業遂行上やむを得ない理由により、基本財産及び特定資産の全部若しくは一部を処分又は担保に供する場合には、理事会及び総会において議決を経なければならない。

(資産管理運用責任者)

第6条 資産管理運用責任者は、代表理事とする。

2 資産管理運用責任者は、資産管理運用に当たって善良な管理者の注意をもって資産の管理運用に当たるとともに、法令又はこの規則の定めるところに従い、協会のために忠実に職務を執行しなければならない。

(資産の運用方針)

第7条 資産は、元本返済が確実な方法で運用を行う。

(運用対象)

第8条 資産は、銀行等の定期預金、信託会社への信託、国債又は公債の購入等の安全確実な方法で運用しなければならない。

(管理運用手続)

第9条 代表理事は、翌事業年度における資産管理及び運用の方針及び計画等につき、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、資産の管理運用に関し必要な事項は代表理事が定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。